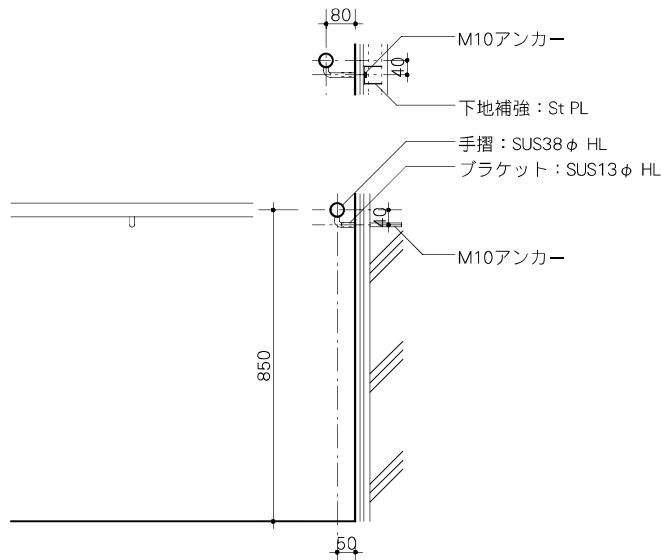
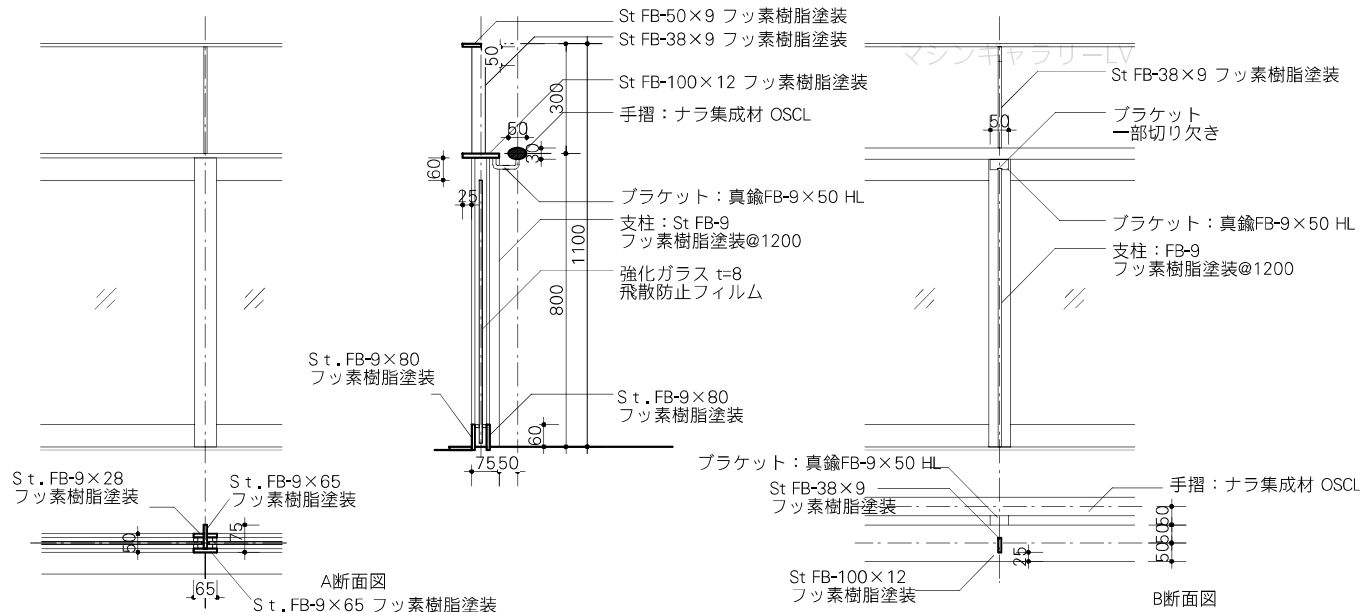


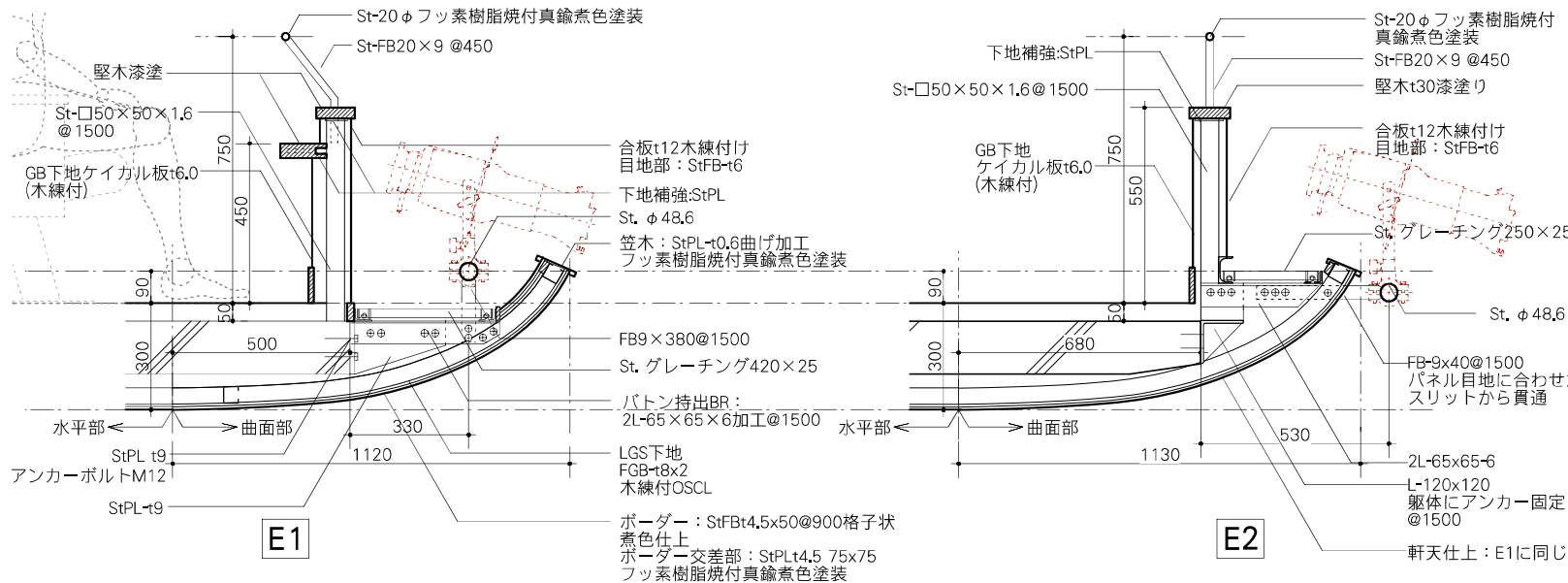
手摺A（壁固定型）



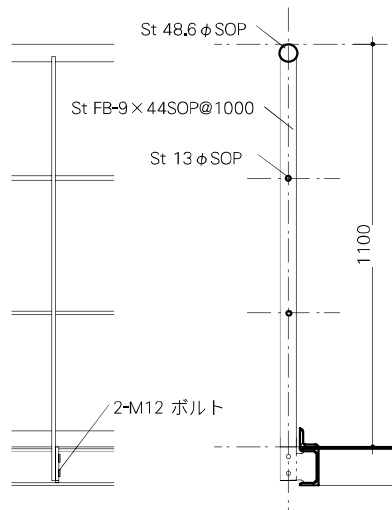
手摺B（自立型）



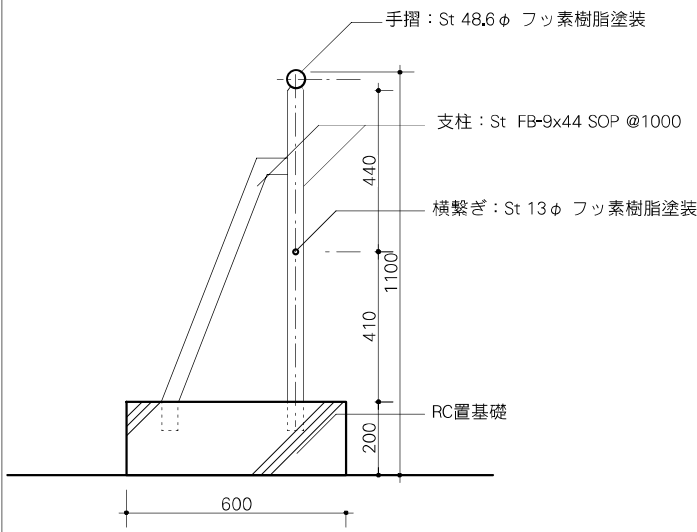
手摺E1, E2（第1ホール客席バルコニー）



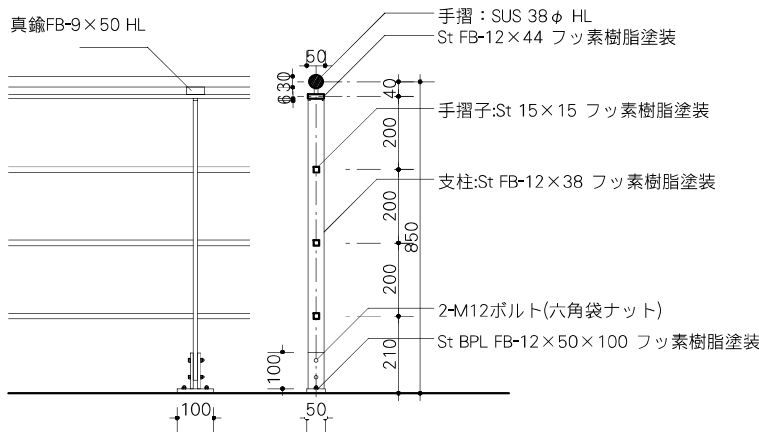
手摺F(キャットウォーク, 裏周り)



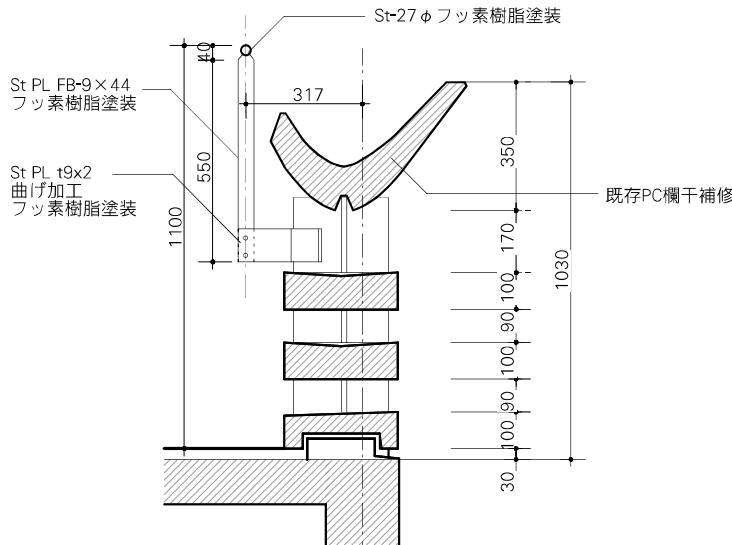
手摺G（既存屋上大庇裏落下防止手摺）



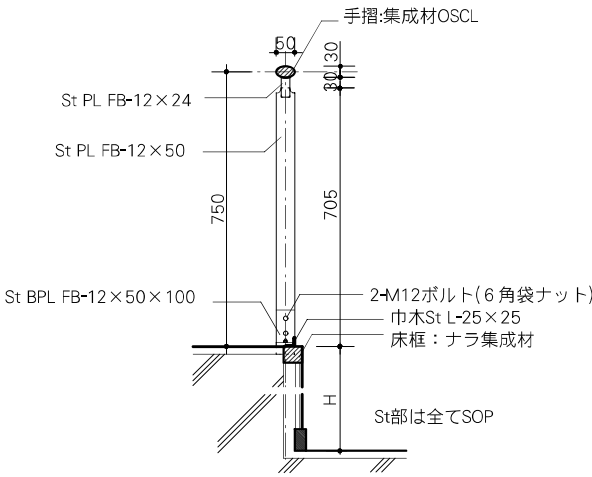
手摺H(会議棟外部階段)

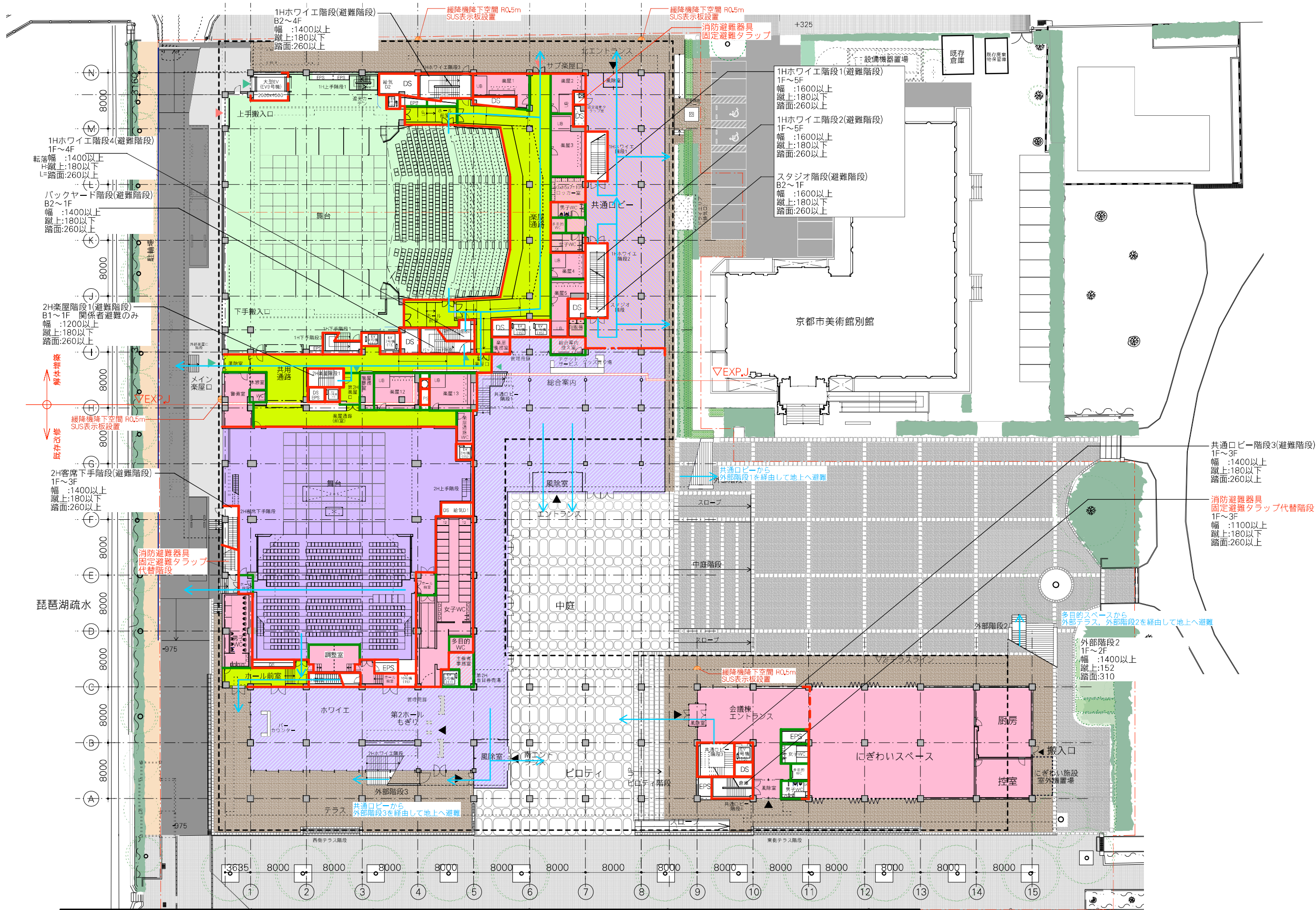


手摺I（既存欄干へ付加する落下防止手摺）



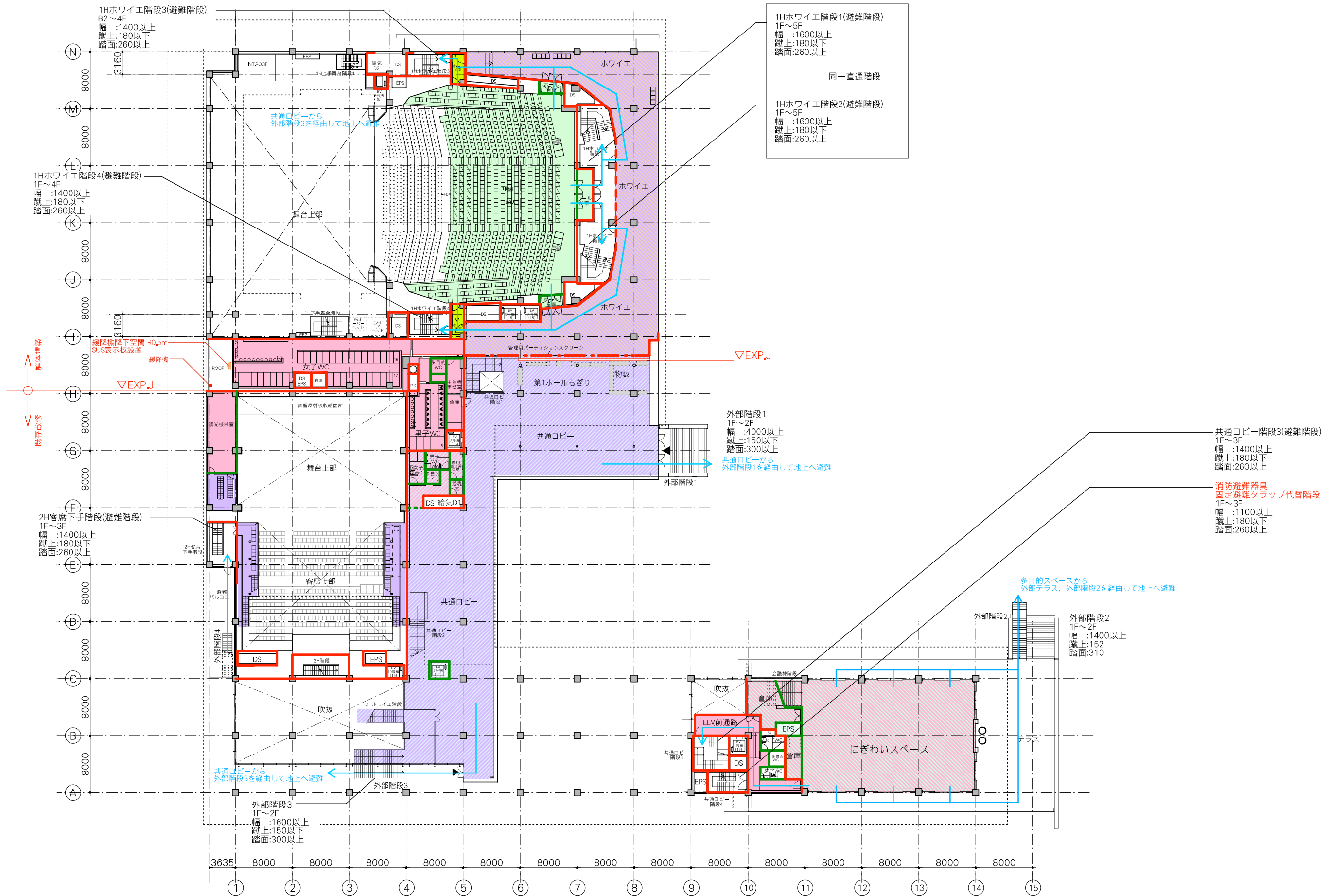
手摺J（客席段床落下防止手摺）





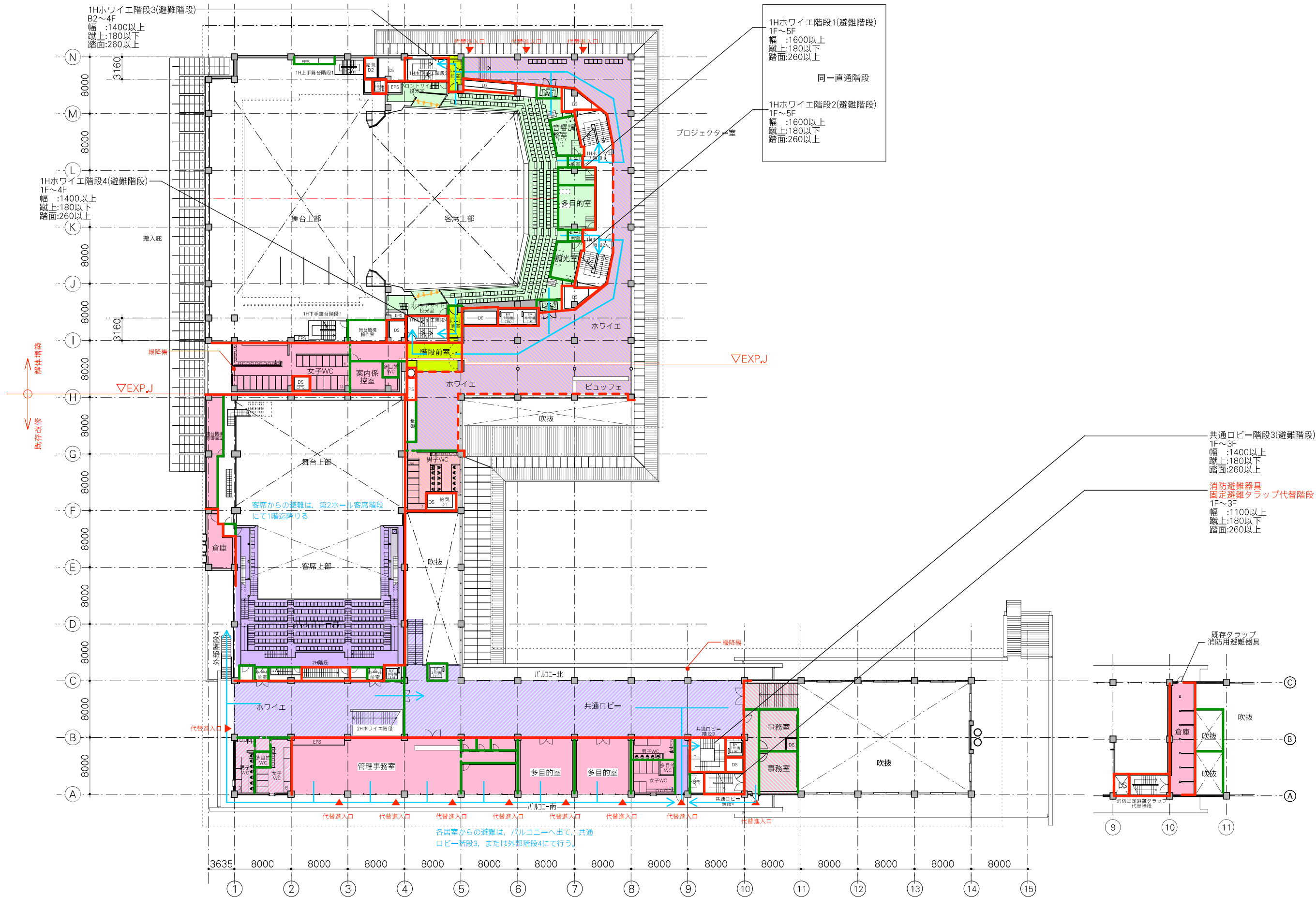
凡 例	防火区画 防煙区画(間仕切り壁) 防煙区画(遮れ壁) 防火シャッター・防火防煙シャッター	避難用通路区画 防火シャッター・防火防煙シャッター(避難用通路区画) 延焼のおそれのある部分 開口部規制ライン	令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した機械排煙設備】 第1ホール 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した機械排煙設備】 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて排煙設備をもうけない室】	告示第1440号による火災の発生のおそれの少ない室 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した自然排煙設備】 告示第1437号による第二種排煙設備	令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した自然排煙設備】 のうち、延焼区画を各除し、スプリンクラー設置、内装不燃等により 3000㎡区画とされた部分その1 令第129条の2 同 上その2 令第129条の2 同 上その3
-----	---	--	--	---	---

※避難経路となる防火戸小扉は、有効幅850以上
※スプリンクラー全館設置
※令第129条の2による縦火区画免除部分の内装と避難階段は全て内装仕上り下地共に不燃



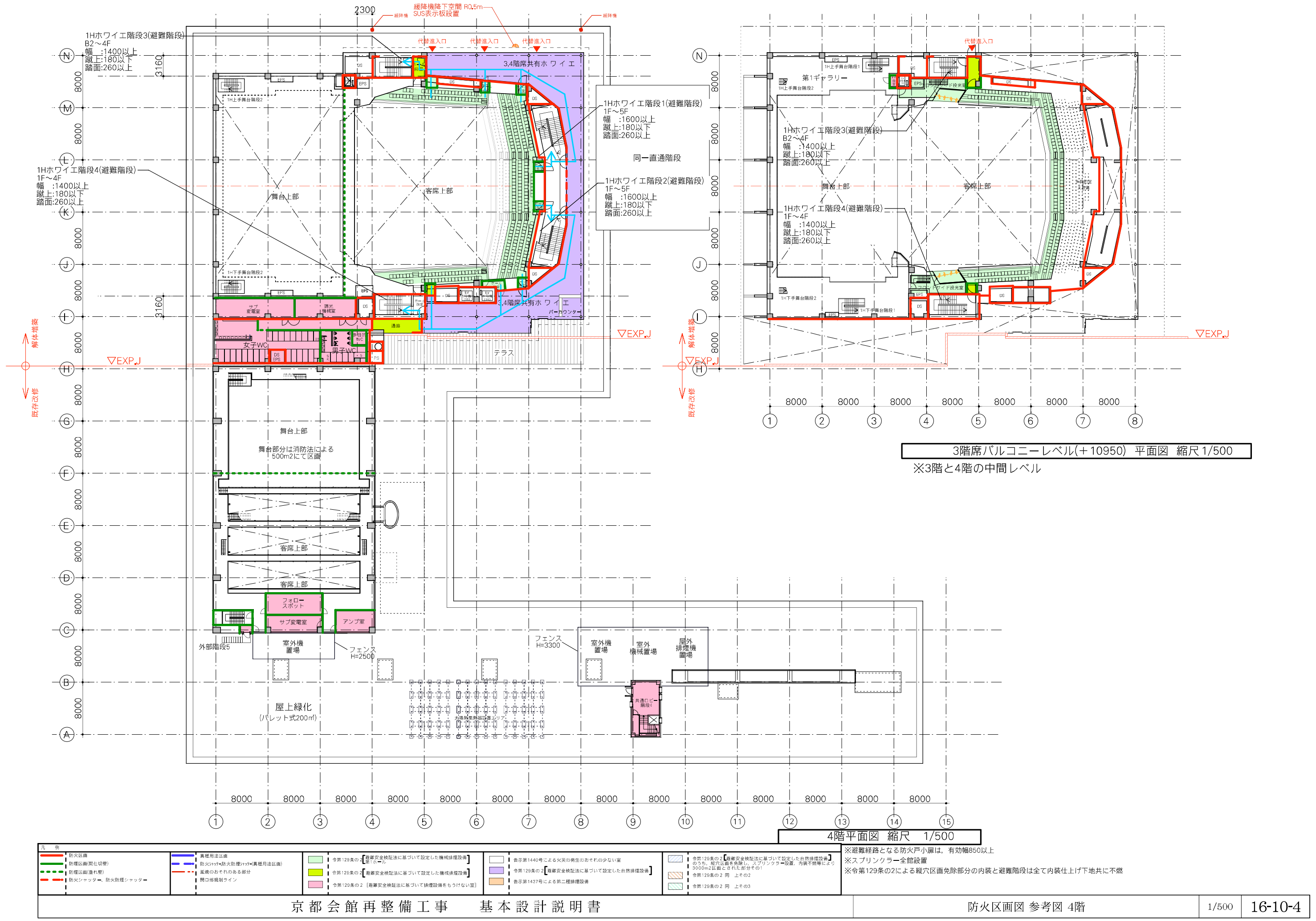
凡 例	防火区画 防煙区画(間仕切り壁) 防煙区画(置れ壁) 防煙区画(置れ壁) 防火シャッター・防火防煙シャッター	避難用途区画 防火シャッター・防火防煙シャッター(避難用途区画) 延焼のおそれのある部分 開口部規制ライン	令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した機械排煙設備】 第1ホール 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した機械排煙設備】 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて排煙設備をもうけない室】	告示第1440号による火災の発生のおそれの少ない室 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した自然排煙設備】 告示第1437号による第二種排煙設備	令第128条の2【避難安全検証法に基づいて設定した自然排煙設備】 のうち、煙内圧面を除く、スプリンクラー設置、内装不燃等により 3000mm2区画とされた部分その1 令第129条の2 同上その2 令第128条の2 同上その3
-----	--	--	--	---	--

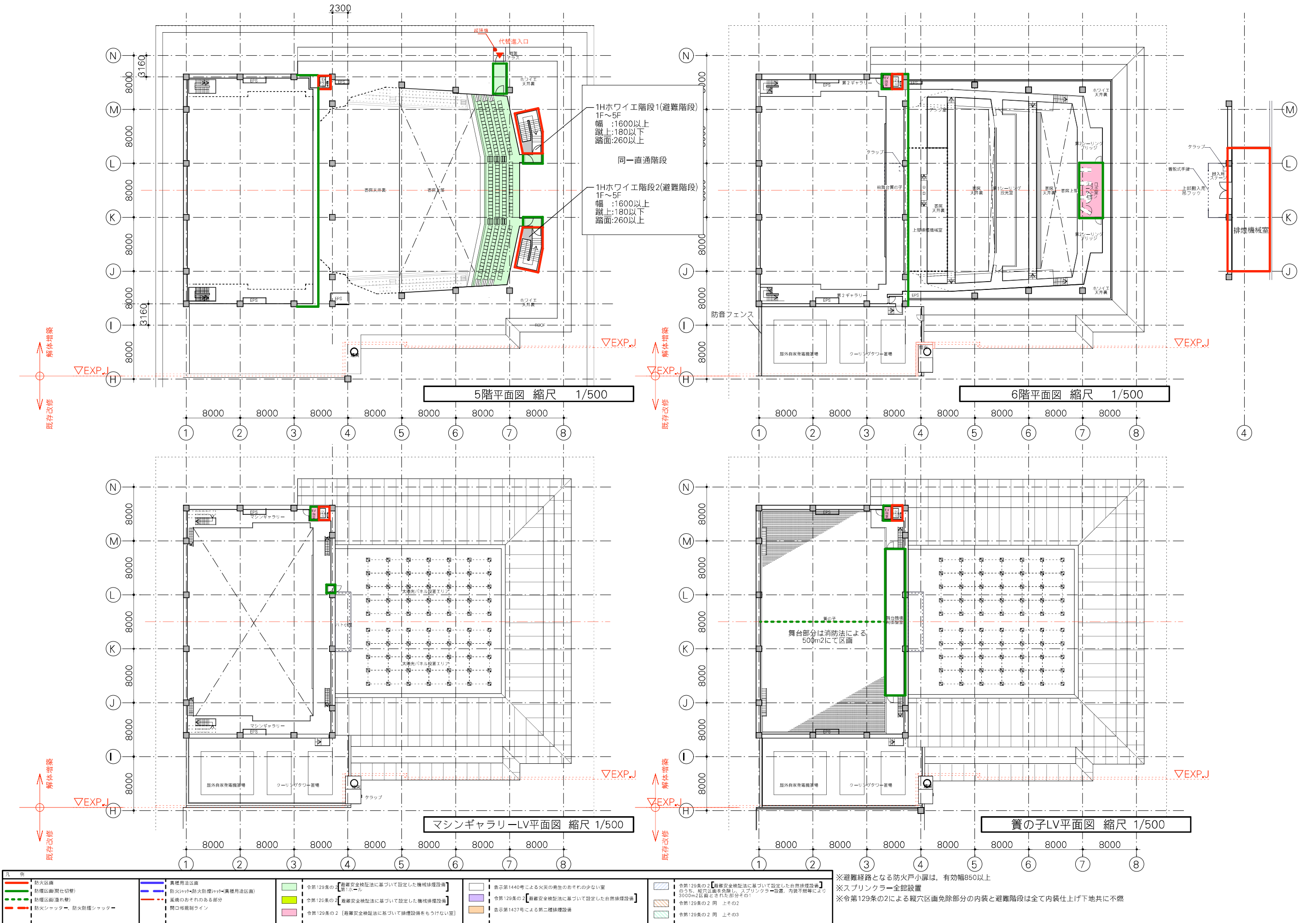
※避難経路となる防火戸小扉は、有効幅850以上
※スプリンクラー全館設置
※令第129条の2による縦穴区画免除部分の内装と避難階段は全て内装仕上げ下地共に不燃

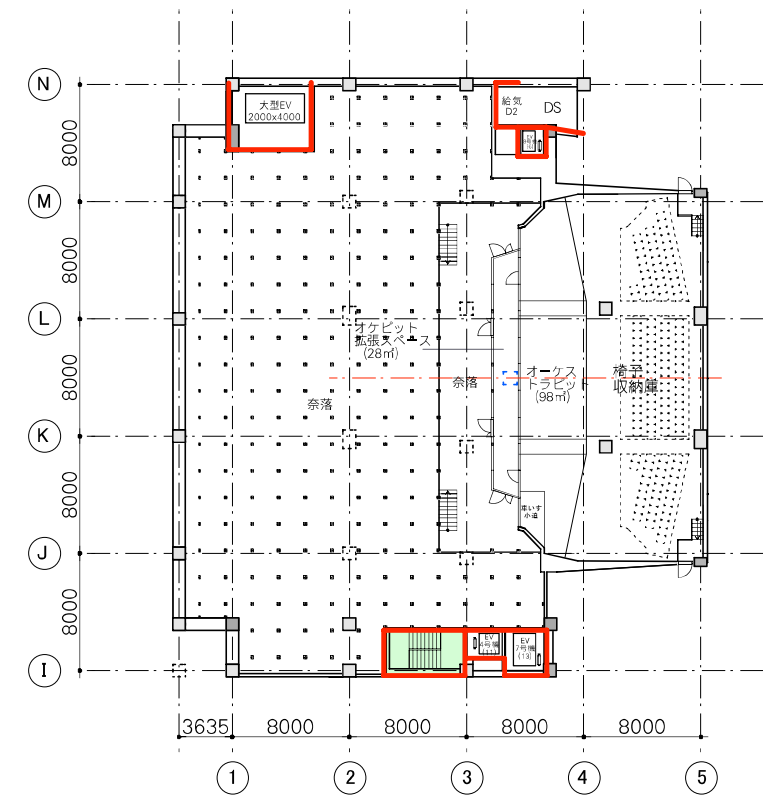
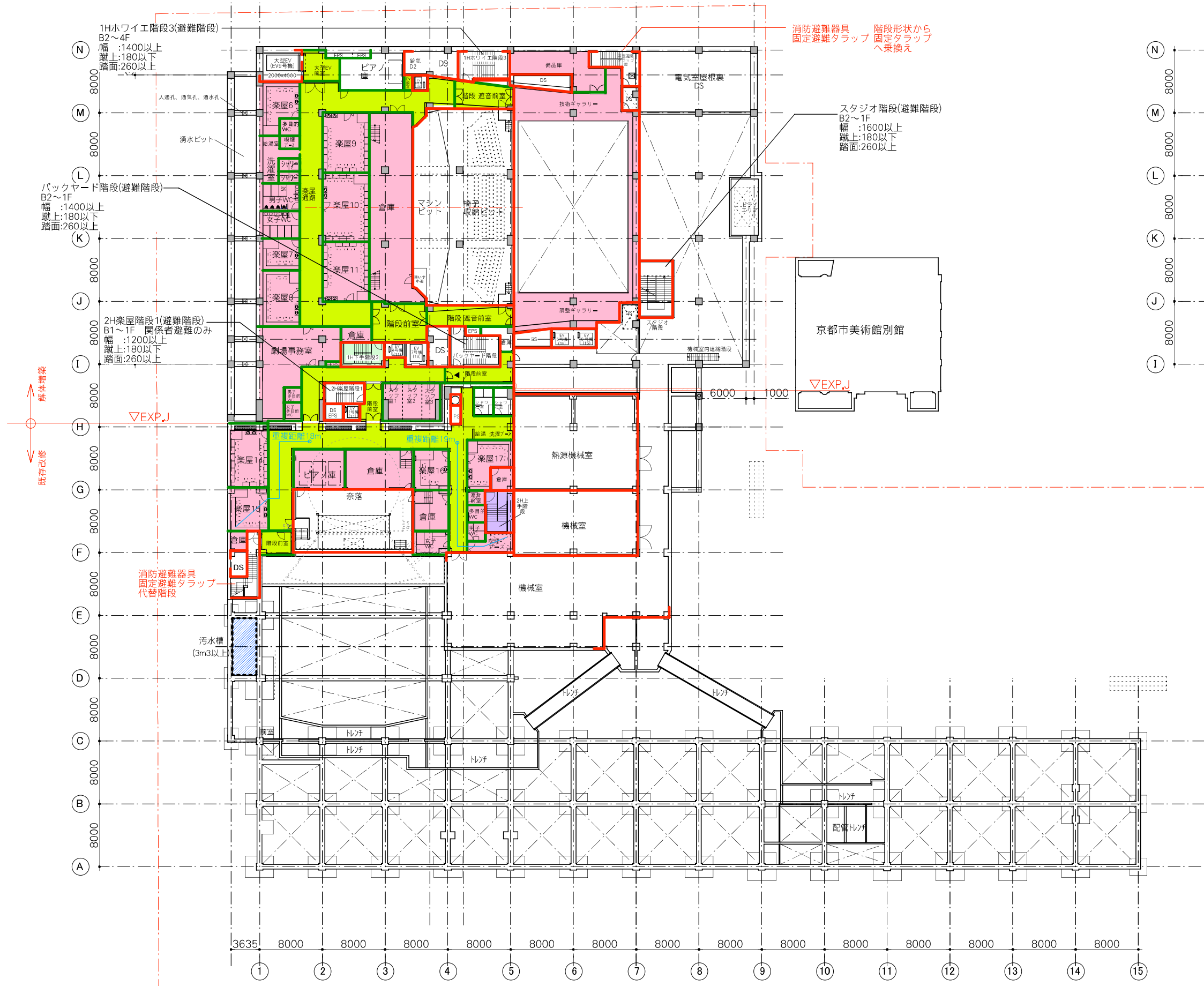


凡 例	防火区画 防火区画(間仕切り壁) 防火区画(間仕切り壁) 防火区画(間仕切り壁) 防火区画(間仕切り壁) 防火区画(間仕切り壁)	避難用途区画 防火シャッター・防火防煙シャッター(避難用途区画) 延焼のおそれのある部分 開口部規制ライン	令第129条の2 [避難安全検証法に基づいて設定した機械排煙設備] 令第129条の2 [避難安全検証法に基づいて設定した機械排煙設備] 令第129条の2 [避難安全検証法に基づいて排煙設備をもうけない室]	告示第1440号による火災の発生のおそれの少ない室 令第129条の2 [避難安全検証法に基づいて設定した自然排煙設備] 告示第1437号による第二種排煙設備	令第129条の2 [避難安全検証法に基づいて設定した自然排煙設備] のうち、延焼区画を各階し、スプリンクラー設置、内装不燃等により 3000㎡区画とされた部分その1 令第129条の2 同 上その2 令第129条の2 同 上その3
-----	---	--	--	--	--

※避難経路となる防火戸小扉は、有効幅850以上
※スプリンクラー全館設置
※令第129条の2による縦穴区画免除部分の内装と避難階段は全て内装仕上げ下地共に不燃



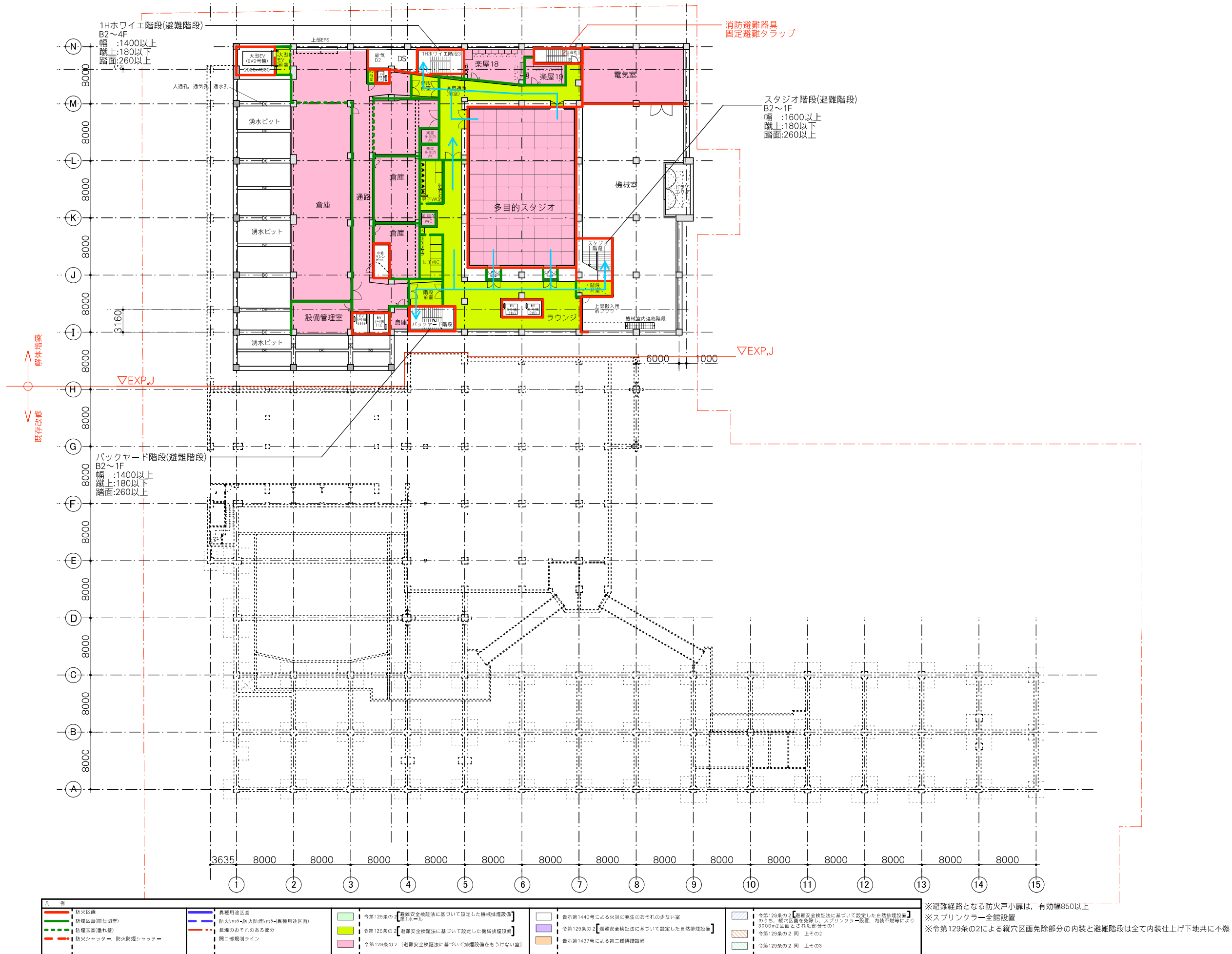




奈落レベル平面図 縮尺 1/500

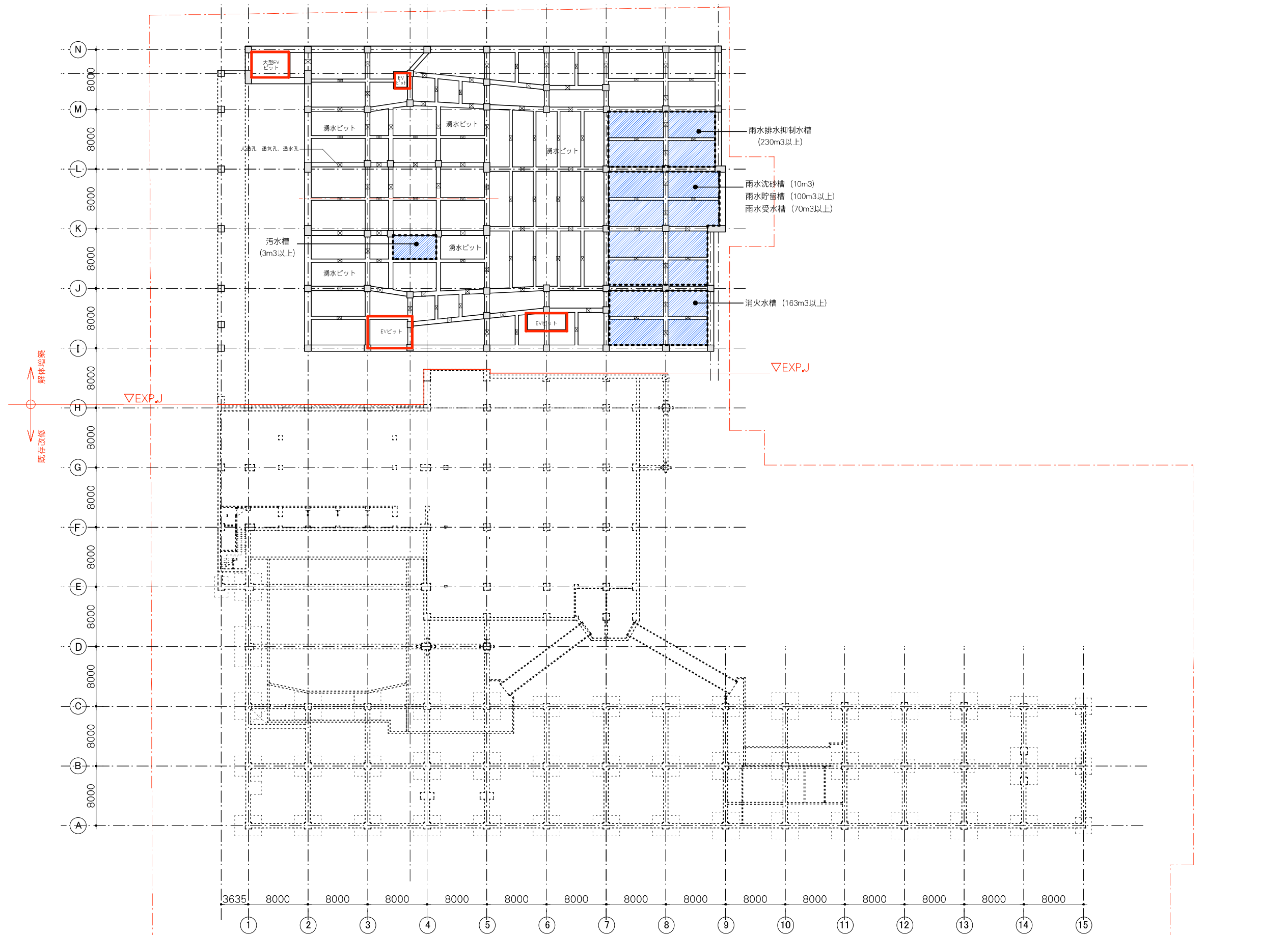
凡 例	防火区画 防火区画(間仕切り壁) 防火区画(重れ壁) 防火区画(重れ壁) 防火シャッター・防火防煙シャッター	避難用通路区画 防火シャッター・防火防煙シャッター(避難用通路区画) 延焼のおそれのある部分 開口部規制ライン	令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した機械排煙設備】 令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した機械排煙設備】 令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した機械排煙設備】 令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した機械排煙設備】	告示第1440号による火災の発生のおそれの少ない室 令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した自然排煙設備】 告示第1437号による第二種排煙設備	令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した自然排煙設備】 のうち、塔内区画を免除し、スプリンクラー設置、内装不燃等により 3000mm2区画とされた部分その1 令第129条の2 同 上その2 令第129条の2 同 上その3
-----	--	--	--	---	---

※避難経路となる防火戸小扉は、有効幅850以上
※スプリンクラー全館設置
※令第129条の2による縦穴区画免除部分の内装と避難階段は全て内装仕上り下地共に不燃



凡 例	防火区画 防火区画(間仕切り壁) 防火区画(連れ壁) 防火シャッター・防火防煙シャッター	表層用途区画 防火シャッター・防火防煙シャッター(表層用途区画) 延焼のおそれのある部分 開口部規制ライン	令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した機械排煙設備】 第1ホール 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した機械排煙設備】 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて排煙設備をもうけない室】	告示第1440号による火災の発生のおそれのない室 令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した自然排煙設備】 告示第1437号による第二種排煙設備	令第129条の2【避難安全検証法に基づいて設定した自然排煙設備】 のうち、煙穴区画を除くし、スプリンクラー設置、内装不燃等により 3000㎡区画とされた部分その1 令第129条の2 同上その2 令第129条の2 同上その3
-----	---	--	--	--	---

※避難経路となる防火戸小扉は、有効幅850以上
※スプリンクラー全館設置
※令第129条の2による縦穴区画免除部分の内装と避難階段は全て内装仕上げ地下地共に不燃



凡 例	防火区画 防火区画(間仕切壁) 防火区画(垂れ壁) 防火シャッター・防火防煙シャッター	異種用途区画 防火シャッター・防火防煙シャッター(異種用途区画) 延焼のおそれのある部分 開口部規制ライン	令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した機械排煙設備】 第1ホール 令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した機械排煙設備】 令第129条の2【避難安全検査法に基づいて排煙設備をもうけない室】	告示第1440号による火災の発生のおそれのない室 令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した自然排煙設備】 告示第1437号による第二種排煙設備	令第129条の2【避難安全検査法に基づいて設定した自然排煙設備】 のうち、指定区画を除く、スプリンクラー設置、内装不燃等により 3000m2区画とされた部分その1 令第129条の2 同上その2 令第129条の2 同上その3
-----	--	--	--	--	---

※避難経路となる防火戸小扉は、有効幅850以上
※スプリンクラー全館設置
※令第129条の2による縦穴区画免除部分の内装と避難階段は全て内装仕上下地共に不燃